

平成27年4月から 介護保険制度が変わります！



介護保険制度のしくみ ～みんなで支え合う制度～



①介護保険制度の仕組み

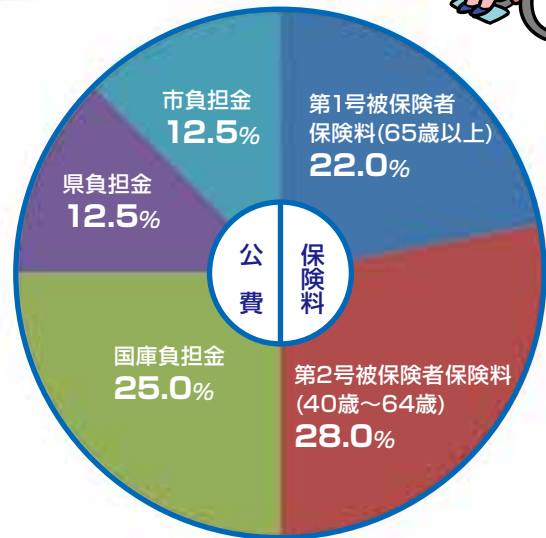
介護保険は、介護を社会全体で支える社会保険制度です。平成12年4月にスタートし那覇市が保険者となって運営を行っています。原則として40歳以上の方全員が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用する仕組みとなっています。介護保険制度スタート時点と比較し、那覇市の高齢者人口、要介護認定者数、介護サービス受給者数、介護給付費等は、大きく伸びています。

②保険給付費に対する制度上の費用負担

介護給付サービスにかかる費用は、利用者自己負担額を除いて、50%が保険料、残り50%が公費(国・県・市町村)で負担する仕組みとなっています。また、介護保険法の改正により、平成27年度から保険料部分の負担割合が以下のとおり変更になります。

- ・第1号被保険者(65歳以上) 21% → **22%**
- ・第2号被保険者(40歳～64歳) 29% → **28%**

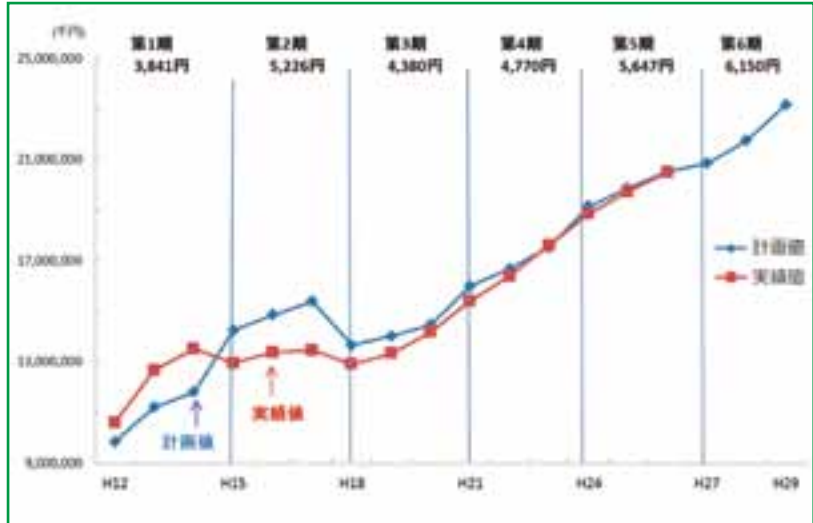
お問い合わせ チャーがんじゅう課 ☎ 862-9010



※施設等給付費に対する割合は、国20.0%、県17.5%

③那覇市の給付費及び介護保険料の推移

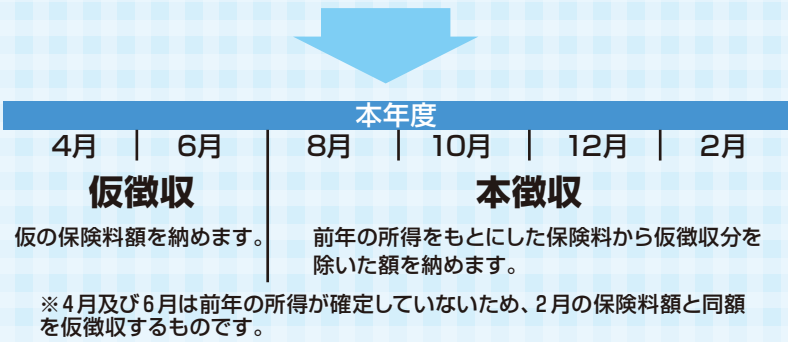
【第1号被保険者介護保険料(給付費計画値と実績)】



保険料の納め方

年金が年額18万円以上の人(特別徴収)

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差引かれます。



年金が年額18万円未満の人(普通徴収)

送付される納付書にもとづき、介護保険料を市に個別に納めます。

- 保険料の納付書
- 預金通帳
- 印鑑(通帳届け出印)

これらを持って口座のある金融機関でお手続き

口座振替が
便利です。



お問い合わせ チャーがんじゅう課 ☎ 862-9010

平成27年度から平成29年度までの介護保険料

段階	対象者	負担割合	保険料年額(月額)
第1段階	・生活保護受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	36,900円 (3,075円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	55,344円 (4,612円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	55,344円 (4,612円)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	66,420円 (5,535円)
第5段階(基準額)	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×1.0	73,800円 (6,150円)
第6段階	前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.16	85,608円 (7,134円)
第7段階	前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	92,244円 (7,687円)
第8段階	前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	110,700円 (9,225円)
第9段階	前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	118,080円 (9,840円)
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	132,840円 (11,070円)
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額×2.10	154,980円 (12,915円)

- ・保険料の段階が10段階から11段階へと変更になりました。
- ・負担割合が変更となった段階があります。
- ・対象者の内容が変更となった段階もあり、現在の段階から変更となる方もいらっしゃるようですので上記の保険料段階の「対象者」欄をご確認ください。